

## (介護予防) 短期入所生活介護(ショートステイ)重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して、指定短期入所生活介護(ショートステイ)サービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

### 目次

- 1 事業者(施設経営法人)
- 2 当事業所の概要
- 3 職員の体制
- 4 当事業所が提供するサービスの概要と利用料
- 5 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について
- 6 当事業所ご利用の際に留意いただく事項
- 7 サービスの提供にあたって
- 8 ご利用の中止・変更・追加
- 9 衛生管理等
- 10 非常災害時の対策
- 11 緊急時の対応
- 12 事故発生時の対応について
- 13 虐待防止に関する事項
- 14 身体拘束等に関する事項
- 15 業務継続計画の策定等
- 16 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等
- 17 個人情報保護
- 18 公表
- 19 反社会的勢力の排除
- 20 苦情の受付
- 21 第三者評価
- 22 緊急時の連絡先等について

社会福祉法人 京都真生福祉会

京都亀岡たなばたの郷 ショートステイ

ユニット型併設短期入所生活介護

ユニット型併設介護予防短期入所生活介護

当事業者は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号 京都府第2671600423号)

## 重要事項説明書

### (介護予防) 短期入所生活介護

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

#### 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 京都眞生福祉会
法人所在地	京都府亀岡市余部町谷川尻 11 番地 5
代表者名	理事長 武田 敏也
電話番号	(0771) 29-3150
FAX 番号	(0771) 29-3260
設立年月日	平成 19 年 10 月 5 日

#### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定短期入所生活介護
	短期入所生活介護：平成 21 年 4 月 1 日指定
	介護予防短期入所生活介護：平成 21 年 4 月 1 日指定
事業の目的	事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためにことを目的として、利用者に対し (介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の名称	京都亀岡たなばたの郷 ショートステイ
事業所の所在地	京都府亀岡市余部町谷川尻 11 番地 5
施設長(管理者)名	田中 悠太
電話番号	(0771) 29-3150 、 29-1212
FAX 番号	(0771) 29-3260 、 56-8708
事業所の運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。</li><li>利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。</li><li>事業の運営にあたっては、地域や家族との結び付きを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護事業者や地域の保健・医療・福祉サービスや他の居宅サービス事業者と綿密な連携に努める。</li></ol>

事業所の開設年月日		平成 21 年 4 月 1 日	
営業日	年中無休	受付時間	午前 8:30~午後 5:00
利用定員	10 名		
併設事業所	介護老人福祉施設（空床利用型） 150 名、 通所介護 25 名		
敷地及び 建物	敷地	3,513.58 m <sup>2</sup>	
	建物	構造	1 号館：鉄筋コンクリート造・4 階建
		構造	2 号館東：鉄筋コンクリート造・5 階建 2 号館西：鉄筋コンクリート造・5 階建

#### 居室等の概要

居室・設備の概要	室数	備考
個室（1人部屋）	10	
食堂	1	
浴室	1	一般浴槽・特殊浴槽
医務室	1	

### 3. 職員の体制

(1) 主な職員の配置状況 \*指定基準を上回る定員数を配置します(兼務者を含む)

職種	常勤換算後 の定員数	事業者の 指定基準	資格保有者等
施設長（管理者）	1	1	施設長兼務
生活相談員	2	1 以上	社会福祉主事・介護福祉士
介護職員	4	4 以上	介護福祉士・初任者研修
介護支援専門員	1	1 以上	介護支援専門員
看護職員	1	1 以上	看護師
機能訓練指導員	1	1 以上	看護師
医師	1	1 以上	医師
栄養士	1	1 以上	管理栄養士
調理員	1	1 以上	調理師
事務職員	2	1 以上	

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	休日
施設長（管理者）	日勤 8:30~17:00	週 2 日
生活相談員	日勤 8:30~17:00	週 2 日

介護職員	早出 7:00~15:30	
	日勤 8:30~17:00	
	遅出 12:00~20:30	
	夜勤 16:30~翌日 9:00	
看護職員	日勤 8:30~17:00	週 2 日
栄養士	日勤 8:30~17:00	週 2 日

#### 4. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料

##### (1) 介護保険の給付対象となるサービスと利用料金

###### ①サービスの概要

種類	内容
食事の介助	(管理)栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~
入浴の介助	入浴又は清拭を週 2 回以上行います。 座位のとれない方は、特殊浴槽を使用しての入浴ができます。
排泄の介助	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
着替え等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う援助をします。
機能訓練	介護、看護職員により、ご利用者の心身の状況に応じて、生活機能の維持・改善に努めます。
健康チェック	ご利用時の健康状態の把握に努めます。

###### ②利用者負担額

介護度 負担額	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割	546 円	678 円	727 円	797 円	875 円	948 円	1,020 円
2 割	1,092 円	1,356 円	1,454 円	1,594 円	1,750 円	1,896 円	2,040 円
3 割	1,638 円	2,034 円	2,181 円	2,391 円	2,625 円	2,844 円	3,060 円

\* 介護報酬改定等で「介護保険から給付される金額」に変更のあった場合、変更された額に合わせて、利用料も変更となります。

\* 当事業所の単位数単価は、1単位：10,33円となります。

### ③サービス提供時に追加される利用料金

送迎加算	通常の送迎地域において送迎した場合に加算されます。 ※常の送迎地域は亀岡市(畠野町・西別院町・東別院町を除く)とし、その他地域については個別に相談に応じます。	184単位/片道
看護体制加算(I～II)	常勤看護師により24時間の連絡体制を確保しています。	4～8単位/1日
サービス提供体制強化加算(I～III)	経験豊富な職員を一定数配置することで、よりきめ細かいケアに努めます。	22～6単位/1日
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食等)を提供了の場合に必要です。	8単位/1食
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症によって利用されたとき、65歳の誕生日を迎える前々日までが対象となります。	120単位/1日
介護職員処遇改善加算I	不足している介護職員充実状況を改善する為、介護職員処遇改善加算が加算されます。	介護保険告示上の額の14%～13.6%に相当する額
緊急短期入所受入れ加算	緊急利用枠に緊急利用者の方を受け入れたときに、必要となります。	90単位/1日 (7日間～最大14日)

### (2)介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金

種類	内容	利用料
食費	ご利用者に提供する食事にかかる費用	1,480円(1日) 朝食 330円 昼食 600円 夕食 550円
居住費	ご利用者に負担頂く室料	3,190円(1日)
おやつ代	ご希望によりご用意致します	110円(1食)
レクリエーション費	特別なレクリエーションを提供した場合、事前に相談のうえ決定します	実費相当額
電気代	高額費用となる場合は、相談のうえ決定します	実費相当額
複写物の交付費		10円(1枚)
特別な食事代	外食など	実費相当額

(3) 減額制度について（介護保険負担限度額認定）

	基準費用	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費 1日当たり	3,190円	880円	880円	1,370円	1,370円
食費 1日当たり	1,480円	300円	600円	1,000円	1,300円

5. 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

利用料金の請求 とお支払方法	<p>(1) ご請求 当該利用月の翌月末までに請求書を郵送いたします。</p> <p>(2) お支払い 利用月の翌々月 12 日に口座自動引落としてお支払いいただきます。</p> <p>(3) その他 ご利用者様の都合により、口座引落しが出来なかった場合、振り込みでのお支払いとなります。振り込みの場合、手数料はご利用者様のご負担となります。</p>
-------------------	---

6. 当事業所ご利用の際に留意頂く事項

ご持参頂くもの	日常生活用品
施設利用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。</li> <li>・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者（保証人）の自己負担により原状に復して頂くか、相当額の代価をお支払い頂きます。</li> <li>・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な処置をとることができるものとします。</li> </ul> <p>但しその場合、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。</p>
サービス利用に 関わるリスク	サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を行いますが、防ぎきれない事故等があることについてご理解ください。
喫煙・飲酒	ご利用中の飲酒・喫煙については、禁止です。
迷惑行為 騒音等	<p>他のご利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。</p> <p>施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないでください。</p>
所持金・貴重品等	持ち込みは原則不可とします。
持ち込めないもの	生きもの（ペット）、刃物や発火性のあるもの等の危険物

ハラスメント 行為等	<p>①事業所や従業者等に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為</p> <p>②パワーハラスメント行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く等</li> <li>・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等</li> </ul> <p>③セクシャルハラスメント行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする等</li> </ul> <p>④無断で従業者等の写真や動画を撮影すること。また、無断で録音等を行うこと</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>※このような行為により健全な信頼関係が築くことができない場合には、ご利用中止、契約解除させていただく場合があります。</p>
---------------	--

## 7. サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間)を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業所へお知らせください。また、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供します。
- ② 要介護認定の更新または区分変更がなされた場合には、新しい要支援又は要介護度が記載された被保険者証の提示によって確認します。
- ③ 利用に際しては、その心身の状況、病歴などの把握に努める。既に利用している利用者については、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健、医療、福祉サービスや他の居宅サービス事業者を提供する事業者との綿密な連携に努めます。
- ④ 利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことが出来るようにするため、居宅サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援します。
- ⑤ 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお作成はおおむね4日以上の利用からの作成とし、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者及び家族にその内容を説明し、確認いただき交付します。
- ⑥ サービス提供は、「短期入所生活介護計画」に基づいて行い、利用者の心身の状況などの変化により、必要に応じ変更できます。
- ⑦ 従業者は、サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、必要な事項について理解しやすいように説明を行う。また、プライバシーの確保に配慮します。
- ⑧ 利用者又はその家族にサービス提供方法等について、わかりやすい説明を心がけます。

- ⑨ 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の維持もしくは軽減に資するよう、その者的心身の状況を常に把握しながら、適切に行います。
- ⑩ 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

## 8. ご利用の中止・変更・追加

サービス利用にあたり、ご利用の中止・変更・追加の場合の対応は以下の通りです。

- ① 利用予定期間の前に、利用者又はその家族等の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。その場合にはサービスの実施日前日までに事業者にお申し出ください。
- ② サービス利用の変更・追加のお申し出に対して、当事業所の稼動状況により利用者又はその家族等の希望される期間にサービス提供ができない場合には、他の利用可能期間を提示し協議させていただきます。
- ③ サービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合には、既に実施されたサービスに係る利用料金をお支払いいただきます。

## 9. 衛生管理等

- ① 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。
  - 1) 感染症及び食中毒の予防、まん延の防止のため、別に定める「感染症防止等の適正化のための指針」に基づき、定期的に委員会・研修会を行う
  - 2) 一旦感染症及び食中毒が発生した場合は、指針に基づき速やかに対応するとともに南丹保健所・関係機関へ報告します

## 10. 非常災害時の対策

非常・災害時に備えるため、「防災計画」に基づき、定期的に必要な訓練を行います。

非常時の対応	社会福祉法人 京都真生福祉会
近隣との協力	近隣学区の自衛消防団との連携を行う。
防災設備	火災報知器 スプリンクラー
消防計画等	防火管理規定の定めに基づく。

## 11. 緊急時の対応

- ① 短期入所生活介護の提供を行っている際に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講じ、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者や地域包括支援センターへ報告するとともに、管理者に通告する。
- ② サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- ③ 前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

## 12. 事故発生時の対応について

- ① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。
- ② 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- 1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
  - 2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
  - 3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修の実施
  - 4) 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ③ 事故発生時には速やかにご家族及び居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要に応じて京都府等行政機関へ報告し対策を講じます。

## 13. 虐待防止に関する事項

- ① 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 2) 虐待防止のための指針の整備
  - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 4) 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ② 事業所は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 14. 身体拘束等に関する事項

- ① 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
  - 2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
  - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

## ② 緊急やむを得ない場合の身体拘束

本人又は他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、身体等を拘束する場合があります。その場合は委員会にて検討し判断します。またご家族等への説明を行うとともに、その状況を記録にする等、適正な手続きをとるものとします。

## 15. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 16. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するものとする。

## 17. 個人情報保護

- ① 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報について、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② 事業所は、あらかじめ文書により利用者やご家族等の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず一定条件のもとで個人情報を利用できるものとします。
- ③ 事業所は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を保持させるため、在職中はもとより職員の退職後において必要な措置を講じます。
- ④ 利用者の個人情報について、法令を遵守し適切な取り扱いに努めるものとし、細部に置いては平成21年4月1日施行「社会福祉法人京都眞生福祉会 個人情報保護規定」の定めによるものとします。

## 18. 公表

施設の運営に関する重要事項については、インターネット及び施設内の掲示にて公表する。

## 19. 反社会的勢力の排除

根拠規定（京都府暴力団排除条例 第5条 府民等の責務 平成23年4月1日施行）

- 1 事業所はサービスの提供にあたり、サービスを利用する人又は身元引受人(身元保証人)が次の各号に該当しないことを確認、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合には催告なく直ちに契約解除する。
- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしてい ると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

## 20. 苦情の受付

### (1) 当時業所における苦情の窓口

施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	施設長 田中 悠太
苦情受付窓口	担当者 岡田 佳乃（生活相談員）
受付時間	8:30～17:00
電話・FAX	電話 (0771) 29-3150、29-1212 FAX (0771) 29-3260、56-8708
苦情受付箱	玄関に苦情受付ボックスを設置しています。

### (2) 公的な苦情相談窓口

下記窓口にも相談することができます。

第三者委員 藤井 真由美	(075) 204-1354
亀岡市役所 高齢福祉課	(0771) 25-5081
京都府国民健康保険団体連合会	(075) 354-9090

## 21. 第三者評価

### 第三者評価の実施状況

直近の実施年月日	平成 30 年 10 月 18 日
評価機関の名称	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
評価結果の開示状況	ホームページ上にて開示

## 22. 緊急時の連絡先等について

緊急時の医療	<p>主治医 医療機関名 主治医氏名 連絡先</p> <p>当事業所 協力医療機関 医療法人社団 恵心会 京都武田病院 京都市下京区西七条南衣田町 11 TEL (075) 312-7001</p>
緊急時の連絡先	<p>氏 名</p> <p>住 所</p> <p>本人との関係</p> <p>電話番号</p>

令和 年 月 日

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき  
重要事項を説明し、交付いたしました。

説明者	職名	印
	氏名	

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、受領しました。

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供開始ならびに介護報酬の認定割合に応じ  
た負担額、食費、滞在費及び希望して利用したサービスに係る利用料の徴収ならびに  
諸関係機関への個人情報の使用及び提供に同意しました。

利用者	住所	印
	氏名	

署名代行者	住所	印
	氏名	

身元保証人(身元引受人)	住所	印
	氏名	